

宮城県地域医療構想調整会議開催要綱

(目的)

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、地域医療構想の推進のために必要な事項について、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者等との調整を行うため、構想区域ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

(構成等)

第2 調整会議は、当該構想区域内の医療機関、医療関係団体、医療保険者及び市町村等によって構成し、別表に定める者の出席をもって開催する。

(座長及び副座長)

第3 各調整会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議等)

第4 調整会議は、保健福祉部長が招集する。

2 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、調整会議に構成員以外の者を出席させることができる。

3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、議事に応じて構成員を限定して会議を開催するなど柔軟に運用できるものとする。

(部会)

第5 調整会議は、部会を設置することができる。

2 部会に関して必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

(庶務)

第6 調整会議の庶務は、宮城県保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(仙南区域) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	宮城県医師会 代表者
	2	白石市医師会 代表者
	3	柴田郡医師会 代表者
	4	角田市医師会 代表者
歯科医師会	5	仙南歯科医師会 代表者
薬剤師会	6	仙南薬剤師会 代表者
看護協会	7	宮城県看護協会 代表者
病院	8	みやぎ県南中核病院 代表者
	9	公立刈田総合病院 代表者
	10	丸森町国民健康保険丸森病院 代表者
	11	国民健康保険川崎病院 代表者
	12	蔵王町国民健康保険蔵王病院 代表者
	13	大泉記念病院 代表者
	14	仙南病院 代表者
	15	金上病院 代表者
保険者	16	全国健康保険協会宮城支部 代表者
	17	健康保険組合連合会宮城連合会 代表者
市町村	18	白石市保健福祉部 代表者
	19	角田市市民福祉部 代表者
保健所	20	宮城県仙南保健所 所長

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(仙台区域) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	宮城県医師会 代表者
	2	仙台市医師会 代表者
	3	亶理郡医師会 代表者
	4	岩沼市医師会 代表者
	5	名取市医師会 代表者
	6	宮城県塩釜医師会 代表者
	7	黒川医師会 代表者
歯科医師会	8	仙台歯科医師会 代表者
	9	岩沼歯科医師会 代表者
	10	塩釜歯科医師会 代表者
薬剤師会	11	仙台市薬剤師会 代表者
	12	岩沼薬剤師会 代表者
	13	塩釜地区薬剤師会 代表者
	14	黒川薬剤師会 代表者
看護協会	15	宮城県看護協会 代表者
病院	16	東北大学病院 代表者
	17	国立病院機構仙台医療センター 代表者
	18	国立病院機構宮城病院 代表者
	19	東北医科薬科大学病院 代表者
	20	坂総合病院 代表者
	21	仙台市立病院 代表者
保険者	22	全国健康保険協会宮城支部 代表者
	23	健康保険組合連合会宮城連合会 代表者
保健所	24	仙台市保健所 所長
	25	宮城県塩釜保健所 所長

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(大崎・栗原区域) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	宮城県医師会 代表者
	2	加美郡医師会 代表者
	3	大崎市医師会 代表者
	4	遠田郡医師会 代表者
	5	栗原市医師会 代表者
歯科医師会	6	大崎歯科医師会 代表者
	7	栗原市歯科医師会 代表者
薬剤師会	8	大崎薬剤師会 代表者
	9	栗原市薬剤師会 代表者
看護協会	10	宮城県看護協会 代表者
病院	11	大崎市民病院 代表者
	12	栗原市立栗原中央病院 代表者
	13	涌谷町国民健康保険病院 代表者
	14	公立加美病院 代表者
	15	美里町立南郷病院 代表者
	16	古川星陵病院 代表者
	17	古川民主病院 代表者
	18	永仁会病院 代表者
	19	石橋病院 代表者
保険者	20	全国健康保険協会宮城支部 代表者
	21	健康保険組合連合会宮城連合会 代表者
市町村	22	大崎市民生部 代表者
	23	栗原市市民生活部 代表者
保健所	24	宮城県大崎保健所 所長

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(石巻・登米・気仙沼区域) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	宮城県医師会 代表者
	2	桃生郡医師会 代表者
	3	石巻市医師会 代表者
	4	登米市医師会 代表者
	5	気仙沼市医師会 代表者
歯科医師会	6	石巻歯科医師会 代表者
	7	登米市歯科医師会 代表者
	8	気仙沼歯科医師会 代表者
薬剤師会	9	石巻薬剤師会 代表者
	10	登米市薬剤師会 代表者
	11	気仙沼薬剤師会 代表者
看護協会	12	宮城県看護協会 代表者
病院	13	石巻赤十字病院 代表者
	14	気仙沼市立病院 代表者
	15	登米市民病院 代表者
	16	石巻市立病院 代表者
	17	南三陸病院 代表者
	18	齋藤病院 代表者
	19	石巻健育会病院 代表者
	20	真壁病院 代表者
保険者	21	全国健康保険協会宮城支部 代表者
	22	健康保険組合連合会宮城連合会 代表者
市町村	23	石巻市健康部 代表者
	24	登米市市民生活部 代表者
	25	気仙沼市保健福祉部 代表者
保健所	26	宮城県石巻保健所 所長
	27	宮城県気仙沼保健所 所長